



# 立教大学

立教税理士会寄附講座 企画講座3「租税と税理士制度」

平成29年10月30日 第6回

ITを駆使して会計・税務業務を  
効率化する！

担当 : 岡野 貴幸

# 目次

---



立教大学

- ◆自己紹介
- ◆税理士年代別分布
- ◆社長の年齢分布
- ◆会計業務のIT化、クラウド化
- ◆会計と税務の違い
- ◆税務業務のIT化
- ◆私が考えるこれから必要とされる税理士像



# 自己紹介

---

- 立教池袋中学、立教新座高校
- 中学、高校野球部所属
- 立教大学

経済学部会計ファイナンス学科入学

- 大学での野球部入部は周りのレベルの高さから断念。
- 野球サークルに入る。
- 専門学校TAC池袋校に通う

# 自己紹介

---

- 大学卒業後、あずさ監査法人国際部入社
- 日系上場企業の監査、外資系子会社の監査  
国際会計基準導入支援に従事。
- 5年経験した後、独立。  
会計事務所とコンサルティング会社を設立。
- 現在に至る。
- 1985年10月30日生まれ。今日32歳。



# 税理士年代別分布

## ＜税理士年代別分布＞

|     | 平成16年  | 平成26年  |
|-----|--------|--------|
| 20代 | 1.10%  | 0.60%  |
| 30代 | 10.40% | 10.30% |
| 40代 | 15.60% | 17.10% |
| 50代 | 19.30% | 17.80% |
| 60代 | 18.40% | 30.10% |
| 70代 | 29.10% | 13.30% |
| 80代 | 5.40%  | 10.40% |

（税理士実態調査より）

50%以上が60代！

20代、30代は10%程度

# 社長の年齢分布

## ＜社長の年齢分布＞

社長の年齢分布

| 年    | 30代以下 | 40代    | 50代    | 60代    | 70代以上  |
|------|-------|--------|--------|--------|--------|
| 2011 | 4.51% | 14.44% | 24.68% | 36.98% | 19.38% |
| 2012 | 4.40% | 14.85% | 23.73% | 36.41% | 20.61% |
| 2013 | 4.21% | 15.24% | 23.12% | 35.85% | 21.59% |
| 2014 | 4.03% | 15.47% | 22.86% | 35.06% | 22.58% |
| 2015 | 3.77% | 15.48% | 22.88% | 34.57% | 23.30% |
| 2016 | 3.46% | 15.87% | 22.56% | 33.99% | 24.12% |

東京商工リサーチ調べ

2016年の社長の年齢分布は、60代の構成比が36.93%で最も高い。

# 会計業務のIT化、クラウド化



# 会計業務のIT化、クラウド化



立教大学

## ＜クラウド型会計ソフトの普及＞

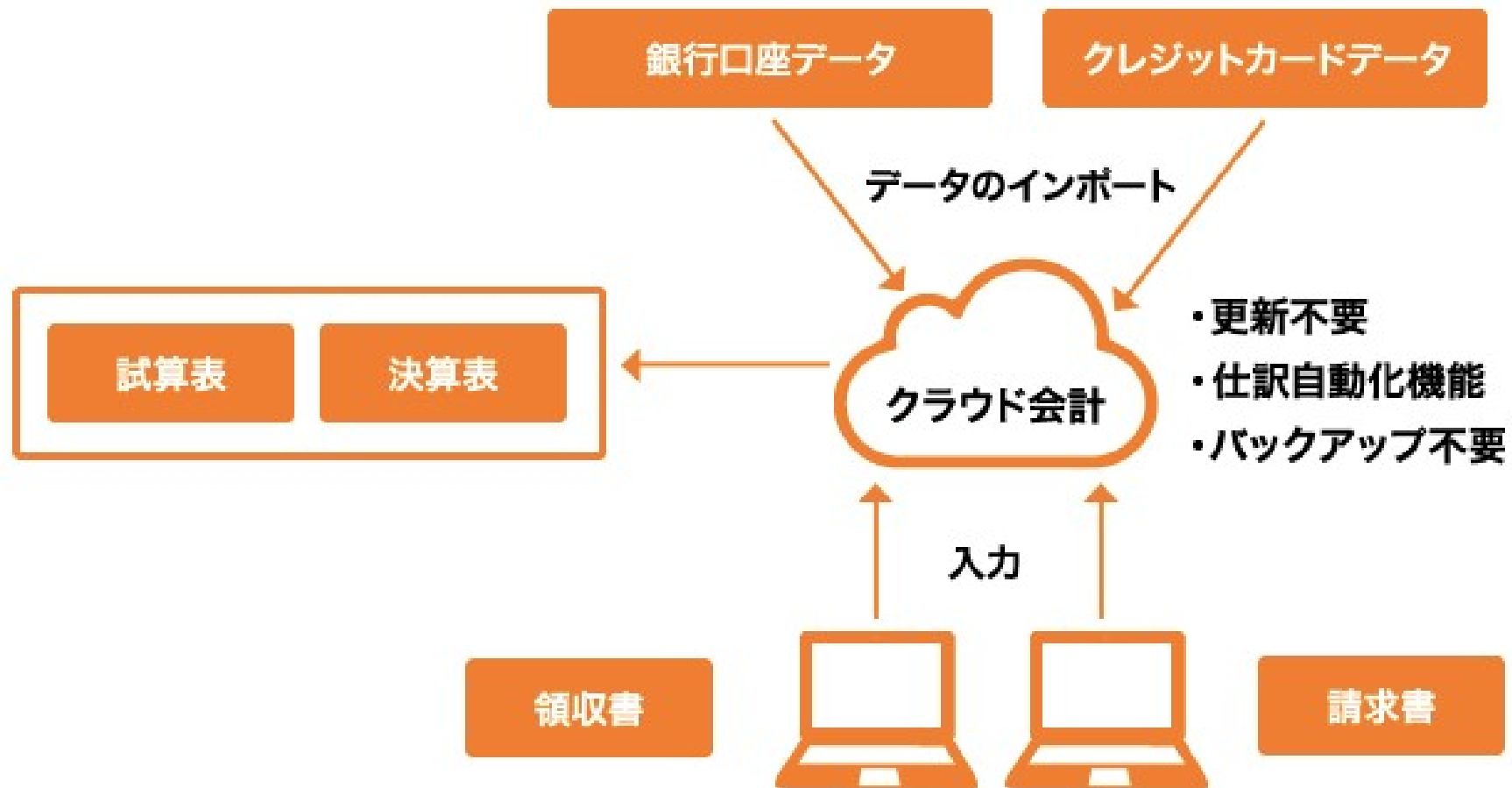


(各社ホームページより)



# 会計業務のIT化、クラウド化

## ＜クラウド会計のイメージ＞



# 会計業務のIT化、クラウド化

- ・ 領収書についてスキャンしてデータ化していく



- ・ 給与計算と会計ソフトを連動させる
- ・ 請求書発行と会計ソフトを連動させる



# 会計業務のIT化、クラウド化

---



立教大学

企業経営において重要なこと

会計情報を適時に把握する

# 経営者、偉人の言葉

---

稲盛和夫

会計が分からなければ真の経営者にはなれない。  
「会計数値は飛行機のコックピットにある計器盤の数値と同じ」

孫正義

正しい数字を見ていれば正しい判断ができる。  
「日次決算」

坂本龍馬

これより天下のことを知る時は、  
会計もっとも大事なり



# 会計と税務の違い

---

企業会計と税務会計は似て非なるもの  
根拠となっているもの

企業会計 ⇨ 企業会計基準

税務会計 ⇨ 税法

# 会計と税務の違い

---





# 税務業務のIT化

# 税務業務のIT化

## ＜電子申告システム＞



(国税庁ホームページより)

地方税の電子申告を行うには

エ ル タ ッ ク ス  
*eL*TAX



(eLTAXホームページより)



# e-Taxの利用率

## ○ オンライン(e-Tax)利用率

| 区分               |                                  | 年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 前年対比 |
|------------------|----------------------------------|----|--------|--------|--------|------|
| 財務省改善取組計画の改善促進手続 |                                  |    | %      | %      | %      | ポイント |
|                  | 所得税申告                            | ①  | 51.8   | 52.8   | 52.1   | ▲0.7 |
|                  | 消費税申告(個人)                        | ②  | 53.5   | 56.0   | 58.8   | +2.8 |
|                  | 公的個人認証の普及割合等に左右される国税申告2手続(①～②の計) | ③  | 51.9   | 53.0   | 52.5   | ▲0.5 |
|                  | 法人税申告                            | ④  | 67.3   | 71.6   | 75.4   | +3.8 |
|                  | 消費税申告(法人)                        | ⑤  | 65.9   | 70.3   | 73.4   | +3.1 |
|                  | 酒税申告                             | ⑥  | 92.3   | 90.9   | 91.1   | +0.2 |
|                  | 印紙税申告                            | ⑦  | 64.5   | 62.8   | 62.3   | ▲0.5 |
|                  | 上記以外の国税申告4手続(④～⑦の計)              | ⑧  | 66.9   | 71.0   | 74.3   | +3.3 |
|                  | 給与所得の源泉徴収票等(6手続)                 | ⑨  | 47.5   | 49.4   | 54.9   | +5.5 |
|                  | 利子等の支払調書                         | ⑩  | 26.1   | 29.1   | 29.7   | +0.6 |
|                  | 納税証明書交付請求                        | ⑪  | 2.6    | 5.8    | 8.0    | +2.2 |
|                  | 電子申告・納税等開始(変更等)届出書               | ⑫  | 99.5   | 99.5   | 99.4   | ▲0.1 |
|                  | 申請・届出等9手続(⑨～⑫の計)                 | ⑬  | 57.7   | 58.4   | 61.7   | +3.3 |

## 電子帳簿保存について

- ◆ 電子帳簿保存法とは、国税関係帳簿や国税関係書類に対し、電子化された文書ファイルによる保存を認めた法律。
- ◆ 電子帳簿保存法は、1998年に制定されたものの、電子データでの保存の対象や条件が厳しく、あまり普及しなかった。その後、2005年に一部の文書に対して紙文書のスキャンによるデータ保存が認められたものの、依然として対象書類、電子署名などの条件が厳しく、導入できる企業は限定的であった。
- ◆ しかし、平成28年度改正を受け、2017年1月1日から領収書・請求書等の電子化とデータ保存がより行いやすくなった。



## 電子帳簿保存のポイント

- ◆ スキャナーに加えて、スマートフォンやデジタルカメラで撮影したものも電子帳簿保存の対象となった。
- ◆ 書類へのタイムスタンプ付与が必要。書類を受け取る人とタイムスタンプを付与する人が同一人物でも可能となった。その場合書類へのフルネームの署名および3日以内のタイムスタンプの付与が必要。
- ◆ 事業用のクレジットカードで経費を支払った場合には、定期的な検査の前に紙の領収書を廃棄することが可能となった。

- 経営者からの相談に応えられる税理士
- 提案が出来る税理士
- 柔軟な発想を持ち、新しいことにチャレンジできる税理士

税理士の仕事は魅力のある、面白い仕事だと思います！





ゴージュ会計事務所

NDA株式会社

〒101-0044

東京都千代田区鍛冶町1-10-6

BIZSMART神田



岡野メールアドレス: [t.okano@gooju-jp.com](mailto:t.okano@gooju-jp.com)

NDA株式会社ホームページ

<http://nda.kanekan.net/>

NDA株式会社Facebookページ

<https://www.facebook.com/kanekan/>



気軽に連絡ください！